

新型コロナウイルス感染症に関する一橋大学大学院法学研究科法科大学院入学試験
(一般選抜)における対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点及び感染拡大を受けての社会情勢等を鑑み、
標記入学試験について、以下のとおり対応いたします。

1. 第2次選抜試験(令和4年11月12日実施)について

出願者が以下の理由で入学試験当日に試験会場に来られない場合は、辞退となります。
なお、第2次選抜試験に関する代替措置は予定していません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①渡航のためのビザなどが取得できない場合②滞在国からの出国又は日本への入国が認められない場合③日本に入国後、隔離措置となった場合④新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合⑤保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられている場合 <p>(ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については受験が認められる場合がありますので、必ず事前に法科大学院事務室宛てにメールにてご相談ください。)</p> |
|--|

【検定料の返還について】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法令等に基づく命令、要請等により日本国への
上陸及び移動が制限され、出願した大学院入学試験を受験できなかった場合には、検定料の
返還を申請することができます。

該当する方は、令和4年11月12日(土)午前10時(日本時間)までに法科大学院事務室
宛てにメールにてご連絡ください。事務室から返信にて申請手続きについてご案内します(申
請時、政府機関等からの通知文書、当該機関ウェブサイトのコピー等、証明できる書類の提
出が必要となります)。

2. 第3次選抜試験(令和4年12月10日・11日実施)について

出願者が以下の理由で入学試験当日に試験会場に来られない場合は、代替措置を講じま
す。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①渡航のためのビザなどが取得できない場合②滞在国からの出国又は日本への入国が認められない場合③日本に入国後、隔離措置となった場合④新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合⑤保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられている場合 |
|--|

(ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については受験が認められる場合がありますので、必ず事前に法科大学院事務室宛てにメールにてご相談ください。)
⑥その他、①～⑤に準ずる場合であって、法学研究科長が相当と認めた場合

該当する方は、次の手続きを行ってください。

- (1)受験当日の午前 10 時（日本時間）までに法科大学院事務室宛てにメールにてご連絡ください。
- (2)件名は「入学試験受験希望（受験番号 氏名）」としてください。
- (3)本文に、試験当日に試験会場に来られない理由を記載してください。
- (4)④の場合、罹患した者にあつては診断書（病名、加療期間（欠席となる試験日を含む。）が記載されたもの）等、濃厚接触者については申告書（様式自由）をそれぞれメールに添付してください。
- (5)代替措置に関する詳細は、送信されたメールに事務室から返信でご案内します。

今後、試験実施について変更等がありましたら、一橋大学法科大学院のウェブサイト（入試情報ページ）でお知らせしますので、随時ご確認ください。

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/exam/>

【本件に関する問い合わせ先】

一橋大学大学院法学研究科 法科大学院事務室

E-mail : lsjimu@law.hit-u.ac.jp